第８号書式（用途指定無償貸付用）

|  |  |
| --- | --- |
| 県有財産無償貸付契約書 |  |

　貸付人高知県（以下「甲」という。）と借受人○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により高知県有財産の無償貸付契約を締結する。

　（信義誠実等の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

２　甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

　（無償貸付）

第２条　甲は、次条に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を乙に無償で貸し付けるものとする。

　（貸付物件）

第３条　貸付物件は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 数量 | 摘要 |
| 物品 | 一 | 式 | 内訳:別紙のとおり |

　（貸付期間）

第４条　貸付期間は、○年○月○日から○年○月○日までとする。

　（指定する用途）

第５条　乙は、直接貸付物件を「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」の用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

　（指定用途に供すべき始期）

第６条　乙は、貸付物件を○年○月○日までに、指定用途に供しなければならない。

　（指定用途に供すべき期間）

第７条　乙は、貸付物件を前条に定める期日（次条により前条の指定する期日を延期したときは、その期日）から、貸付期間満了の日まで引き続き指定用途に供しなければならない。

　（指定期日又は指定用途の変更の承認等）

第８条　乙は、不可抗力による貸付物件の滅失き損その他真にやむを得ない事由により、第５条に定める指定用途の変更又は第６条に定める指定期日の変更を必要とするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲の承認を求めなければならない。

２　前項の規定による乙の申請に対する甲の承認は、書面によるものとする。

　（貸付物件の引渡し）

第９条　甲は、○年○月○日に貸付物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

２　乙は、貸付物件の引受けについては、甲の指示に従わなければならない。

　（権利譲渡等の禁止）

第10条　乙は、甲の承認を得ないで、貸付物件の使用権を第三者に譲渡し、又は当該物件を転貸してはならない。

　（使用上の制限）

第11条　乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

２　乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲の承認を求めなければならない。

３　甲は、乙から前項の承認申請があった場合においては、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承認は、書面によるものとする。

　（修繕義務等）

第12条　甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。

　（滅失又はき損の通知）

第13条　乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

　（使用上の損傷等）

第14条　乙は、その責めに帰する事由により貸付物件を滅失又はき損した場合において、甲が要求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

　（契約の更新）

第15条　乙は、この契約を継続しようとする場合は、貸付期間満了２月前までに書面をもって甲に申請しなければならない。

　（暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第16条　乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。第19条の２において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

　（実地調査等）

第17条　甲は、貸付物件について随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

　（契約の解除）

第18条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

　(１)　乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

　(２)　甲において、公共用、公用、公益事業又は甲の企業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。

　（暴力団排除措置による解除）

第18条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

　(１)　暴力団（高知県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

　(２)　役員等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

ア　法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

イ　法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ　個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））

　(３)　役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

　(４)　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる とき。

　(５)　役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

　(６)　役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

　(７)　役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

　(８)　役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

　(９)　前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　(10)　第16条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったと認められるとき。

　（違約金）

第19条　乙は、第５条から第８条まで、第10条、第11条若しくは第17条に定める義務に違反したとき又は前条の規定によりこの契約を解除された場合には、違約金として第２項に定める金額を甲に支払わなければならない。ただし、その該当するに至った事由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

２　違約金の額は、金　　　円とする。ただし、第８条に定める義務に違反して甲の承認を得ないで貸付物件指定用途以外の用途に供したもので甲が特に悪質と認める場合若しくは第10条に定める義務に違反した場合又は前条の規定によりこの契約を解除された場合には、金　　　　円とする。

３　前項に規定する違約金は、第21条第１項から第３項までに定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

　（貸付物件の返還）

第20条　貸付期間が満了したとき又は甲が第18条若しくは第18条の２の規定によりこの契約を解除したときは、乙は貸付物件を甲の指定する期日までに指定する場所において甲に返還しなければならない。

　（損害賠償）

第21条　乙は、その責に帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第15条の規定により当該物件を原状に回復した場合及び当該滅失又はき損により甲に損害保険金が支払われて甲の損害の全部が補てんされた場合は、この限りでない。

２　乙は、甲が第18条第１号又は第18条の２の規定によりこの契約を解除した場合には、乙がこの契約に定める義務に違反した日から貸付物件等の返還を受ける日までの期間について、当該物件の貸付料相当額として、契約締結時の時価に、年10パーセントを乗じて得た金額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を損害賠償として甲に支払わなければならない。

３　前２項に掲げる場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

４　甲が、第18条第２号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損失が生じたときは、乙は、甲にその補償を請求できるものとする。

　（有益費等の請求権の放棄）

第22条　乙は、貸付期間が満了したとき又は第18条第１号若しくは第18条の２の規定によりこの契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

　（契約の費用）

第23条　この契約に要する費用は乙の負担とする。

　（疑義の決定）

第24条　この契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

　（裁判管轄）

第25条　この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　上記契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　貸付人　　高知県

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　契約担当者　職　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　借受人　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 数量 | 評価額（時価） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合計 |  |

別紙